

## 実習Q&A

実習に関すること(実習協力者の選定の考え方も含む)はテキストに記載されていますので、各自テキストをよく読んで実習を進めてください。

Q1 実習協力者はどのような方 にお願いしたいですか？	A1 以下の①②を満たしている方になります。 ① 介護保険の被保険者であり、かつ、要介護認定を受けている方(要介護1以上の方) 第2号被保険者のうち要介護認定を受けている方、要介護認定は受けていないが明らかに要介護状態にある方も含みます。 ② 居宅での生活をしている方。(グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームなどの高齢者向け住宅の入居者は不可。)
Q2 施設入所者の方は対象になりますか？	A2 上記1-1及びテキストにも記載されているように実習協力者は「居宅での生活をしている人」になります。(グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームなどの高齢者向け住宅の入居者は不可。)
Q3 一時的に入院している方は対象になりますか？	A3 テキストでは「不可」としていますが、近日中に退院予定で、退院後のご本人の居宅(居室)を見ることのできる方は「可」とします。ただし、テキストにも記載しているようにご本人が治療中であることや周りの環境を十分に配慮したうえで実習を行ってください。
Q4 「身内」は対象になりますか？	A4 この実習は、実際にケアマネジャーとして働く場合を想定し、これまでの生活やご本人の状態がわからないことが前提になりますので、「身内」は避けてください。研修では、初めて出会った方とのコミュニケーションやアセスメントも大切な学習内容になっています。その意味からも「身内」でない方で実習を行ってください。
Q5 要介護認定で「自立」と出た方や「元気な方」は対象になりますか？	A5 テキストにも記載されているように「介護保険の被保険者であり、かつ、要介護認定を受けている人」が協力者になります。「要介護1」以上の方を対象にしてください。
Q6 「要支援1・2」の方は対象になりますか？	A6 「要介護1」以上の方を対象とします。(要支援1および2については「介護予防サービス」での扱いになり、居宅サービス計画書等の様式も異なりますので対象となりません)
Q7 実習協力者の紹介はしていただけますか？	A7 本会では協力者紹介をしておりません。地域の居宅介護支援事業所やデイサービスセンター等に 『介護支援専門員研修の実習で・・・』と協力をお願いをしてみてください。本会からは、京都府内のすべての居宅介護支援事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所、訪問看護事業所に協力依頼を送付するとともに、研修受講中を証明する「証明書」を各受講者に配布いたします。

<p>Q8 すでにケアプランができて いる方でも対象になります か？</p>	<p>A8 テキストにも記載されているように「介護保険の被保険者であり、かつ、要介護認定を受けている人」が協力者になります。つまり、ほとんどの実習協力者はすでに介護保険の利用者(ケアプラン作成済み)となります。</p>
<p>Q9 課題分析方式はどうしたら よいですか？</p>	<p>A9 どの方式を選択していただいても結構です。各方式の概要はテキストをご参照ください。</p>
<p>Q10 現在のケアプランと同じに ならないといけないのです か？</p>	<p>A10 その必要はありません。あくまでも受講者自身がアセスメントしたものを基にしてケアプランを作成します。よって同じになることの方が少ないと思われます。なお、1か月の大部分をショートステイ利用するケアプランや、小規模多機能型居宅介護サービスのケアプランなどは、本研修の実習では避けるようにしてください。</p>